

保育料無償化に向けた段階的負担軽減が令和3年9月からはじまりました！

1 目的

○「子育てするなら山形県」の実現に向けて県が実施する保育料無償化に向けた段階的負担軽減と連携し、幸せな子育て環境を整備するため、対象世帯の保育料を無償化し、保護者の負担を軽減するものです。

2 事業内容

○0歳から2歳児の保育料について、町基準の「所得階層10区分」のうち無償化されていない第3～第5区分（市町村民税所得割 97,000円未満）の世帯の保育料を無償化します。

○山形県は国基準利用料の1/2、大江町は残りの額を負担します。

○対象施設は、政府の幼児教育・保育の無償化（3～5歳児）の対象となる施設等に準じます。

3 関連事項

○令和5年4月からは、本事業に加え、第6～10区分の世帯についても保育料を無償化しています（町単独事業）

大江町保育料一覧表（標準時間の場合） ※短時間も本事業の対象です

所得階層区分		推定年収 世帯状況で異なります ので目安です	標準時間 保育料 (ひとり親等適用額)	0～2歳児	3～5歳児
第1	生活保護世帯	—	0円	全国一律で 無償化	全国一律で 無償化
第2	市町村民税非課税世帯	260万円未満			
第3	市町村民税 所得割	48,600円未満	330万円未満	令和3年9月 から本事業に より無償化 0円	
第4		72,800円未満	470万円未満		
第5		77,101円未満			
		97,000円未満			
第6		133,000円未満	640万円未満	令和5年4月 から町独自施策 により無償化 0円	
第7		169,000円未満			
第8		235,000円未満	930万円未満		
第9		301,000円未満			
第10		301,000円以上			



3 お問合せ先

○ 大江町健康福祉課子育て推進室子育て推進係 TEL: 0237-84-6157